

平成23年3月28日  
がん対策推進協議会

## がん診療連携拠点病院等の今後の役割等について

(はじめに)

がん診療連携拠点病院については、全国どこでも質の高いがん医療を提供することができるよう、平成13年度から「がん診療拠点病院」事業として指定が行われてきた。その後、平成18年から、地域の医療機関との連携の強化のため、「がん診療連携拠点病院」事業と改正され、さらに平成20年には、がん対策推進基本計画を踏まえ、集学的治療の推進等の観点から指定要件の見直しが行われ、現在、377施設が指定されているところである（平成23年4月に、新たに11病院を指定予定）。

今後、地域のがん医療の向上及び均てん化と、がん患者が、進行・再発といった様々ながんの病態に依りて、安心・納得できるがん医療が受けられるようにするため、当協議会で検討を行い、今後のがん診療連携拠点病院の在り方等について、以下のとおりの結果を取りまとめた。

なお、がん診療連携拠点病院の基本的機能・要件である緩和ケアの推進、がん研究の推進、小児がん対策の推進、がん登録の実施、相談・支援の実施、等については、別途集中審議や専門委員会等において検討するため、その結果も盛り込んで整合性を図ることとする。

(がん診療連携拠点病院の役割等と今後の方向性について)

都道府県がん診療連携拠点病院については、都道府県に概ね1施設を指定し、県全体の各種研修等を開催するとともに、都道府県がん診療連携協議会を設置し、都道府県内のがん診療連携拠点病院との連絡調整等を行い、都道府県内のがん対策の向上に努めてきた。

- ・ 今後、この機能をさらに充実・強化させ、すべての患者に質の高い医療を提供する均てん化を目指していく必要があり、特に、がん診療連携拠点病院以外のがん診療を担う病院や診療所など地域の医療機関との連携の強化等を図ることが重要である。その際、提供されている医療の質、均てん化の進展度合い、
- ・ いわゆる病病連携、病診連携等の医療機関同士の連携、病院・訪問看護ステーション・調剤薬局・福祉施設等の地域の多職種の医療・介護関係者による連携等を強化する必要があり、都道府県がん診療連携協議会の機能強化のために都道府県医師会等関係組織が参画するなど、地域の医師会等と連携をとるとともに、がん患者及びその家族等が参画するなど、地域全体の取組を高めることとする。
  
- ・ 地域がん診療連携拠点病院については、これまで概ね 2 次医療圏に 1 か所の医療機関を指定することを原則とし、同医療圏内のがん医療の向上、がん患者及びその家族等からの相談への対応及びがん登録等を実施してきた。
- ・ しかしながら、都道府県や 2 次医療圏ごとに、地理的要因、交通、人口、がん患者数、医療機関数等に差があり、全国統一的な指定要件を適応することが困難との意見がある。
- ・ さらに、がん医療については、例えば重粒子線治療や小児がん医療等の、非常に高度専門的であるために集約化が求められる医療と、チームによる緩和ケアや標準的治療等の均てん化をすすめる医療に整理して考える必要がある。ただし、これらについては、それぞれの医療機関が“点”で提供するのではなく、地域連携という考えのもと医療機関同士が連携して“面”で提供することが望まれている。
- ・ このようなことを踏まえ、今後、地理的特性、人口、患者の受療行動、医療機関間連携の状況等を、都道府県が勘案してがん診療連携拠点病院の配置に関する検討を行い、その結果を踏まえ、国において、がん診療連携拠点病院制度の充実等を図るとともに、指定について弾力化する。
  
- ・ ただし、指定数等において都道府県格差や地域格差が極力生じないよう、また、地域によってがん医療水準が大きく異なることがないように、がん診療連携拠点病院の弾力的配置に関する

考え方を、厚生労働省において明示する必要がある。その際、現在、既に都道府県が独自に行っている認定病院制度との整理を行う。

- ・ 更に、地域との連携の強化という観点から、地域連携クリティカルパスの運用、再発・進行がん等の患者の紹介・受け入れ、サバイバー（がん経験者、長期生存者等）へのケア、地域における研修、医師等からの相談への対応等、地域連携の取組、医療の機能と質に関する情報の収集と提出等を評価する。
- ・ 現在、349医療圏中、がん診療連携拠点病院が整備されている医療圏は231医療圏にとどまり、そのことにより、いわゆる空白の医療圏の地域住民の安心感等が阻害されているとの指摘がある。
- ・ そのため、当該地域に指定要件を満たす病院の整備ができない場合のみを対象とし、がん診療連携拠点病院に準ずる診療機能を有し、地域内のがん患者及びその家族等の相談に応じるとともに、医療機関との地域連携の拠点となる医療機関を、「がん相談連携拠点病院（仮称）」等として、例外的に指定できることとする。

#### （がん患者の視点に立った機能の強化）

- ・ がん診療連携拠点病院をはじめとした医療機関においては、関係医療機関等との連携により、身体・精神・生活も含めた包括的なケアを行うよう努力することが求められる。
- ・ がん患者から、がん診療連携拠点病院を訪問しても「拠点病院なのかどうか分からない」、「相談支援センターがあるはずなのにわかりにくい」などの指摘があり、がん診療連携拠点病院の体制は一定程度整備されたものの、それが患者をはじめとした一般国民にとって非常に分かりにくい（見えにくい）との指摘がある。また、相談支援センターの対象は、院内のがん患者のみならず、地域住民であるべきであるが、院外への広報が十分行われていないとの指摘もある。
- ・ このようなことから、今後、がん患者及びその家族等にとってわかりやすいように、がん診療連携拠点病院の機能や相談支援

センターの場所が分かる掲示や、相談できる内容を院内やホームページ等にわかりやすく表示すること、がん患者及びその家族等が心の悩みや体験等を語り合うための場を設けることを指定の要件とするとともに、第三者評価の導入を検討する。また、都道府県においては、地域の医療機関や医師会等と連携するなどして、がん診療連携拠点病院やその相談支援センターについて、患者をはじめとした一般住民に広報を行う。

さらに、一定規模以上の患者を診療すること、主要ながん等についての症例数や治療成績の公開、再発がん等について積極的に対応すること、また、そうした取組を評価すること等で、がん診療連携拠点病院の機能の向上を図る。

#### (その他の事項)

下記の事項については、他の審議会やがん対策推進協議会の各種専門委員会における議論等を踏まえ、今後検討するとともに、がん対策推進協議会において報告と情報共有を行い、必要な事項については審議を行う。

- ・ 5大がんすべてに対する標準的治療を提供できなくとも、一部のがん等に対して提供している医療機関の取扱
- ・ 小児がんに対応するための医療機関の在り方
- ・ 重粒子線等の高度専門的医療とがん診療連携拠点病院制度との関係
- ・ ドラッグラグの解消等に資するための臨床研究の推進を含むライフイノベーションの推進とがん診療連携拠点病院制度との関係
- ・ 相談支援センターの体制
- ・ がん診療連携拠点病院の評価方法のあり方(アウトカム(成果)ベースでモニター(把握・評価)できるよう、がん診療連携拠点病院の監査、患者満足度調査等の導入や具体的方法について検討)
- ・ 医療安全対策
- ・ 必要な予算措置